

「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に向けた労働時間等の設定改善に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の活用事例

企業の課題

〇〇の作業に〇時間かかっているために、残業が最大〇時間生じており、勤務間インターバルが十分にとれない

助成金による取組

上記労働時間等の課題を改善するために、労働能率増進機器を導入

改善の結果

導入した新たな機器の機能により、作業時間が〇時間短縮され、その結果、残業が月間〇時間削減でき、勤務間インターバルをしっかりと確保できるようになった

対象事業主

令和3年4月1日より前に36協定を締結しており、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
※要件は他にもあります。

成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。
※成果目標は他にもあります。

- 新規導入
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」の場合は以下の表のとおりです。

休憩時間数	補助率※	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象となる取組のうち労働能率増進機器等を導入する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

ご利用の流れ

「交付申請書」を長野労働局雇用環境・均等室に提出（締切は**11月30日（火）**）
※国の予算額を超える場合、申請期限前に予告なく受付を締め切る場合があります。

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（令和4年**1月31日（月）**まで）

雇用環境・均等室に支給申請（締切は**2月10日（木）**）

助成金支給要件の詳細は、長野労働局ホームページをご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら **長野労働局 雇用環境・均等室** にお尋ねください。（〒380-8572 長野市中御所1-22-1 Tel 026-223-0560）

